

定期報告制度のお知らせ

平成 13 年 9 月に起きた東京都新宿歌舞伎町の雑居ビル火災では、44 人もの尊い命が奪われる大惨事となりました。

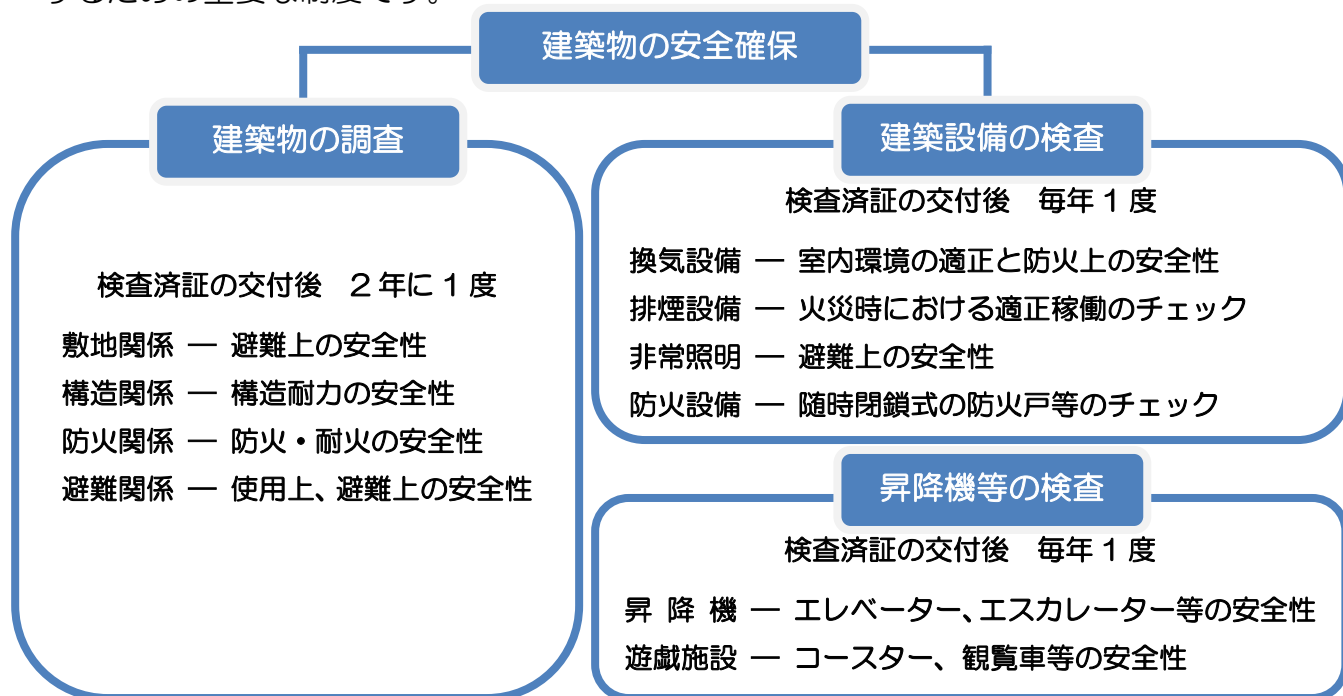
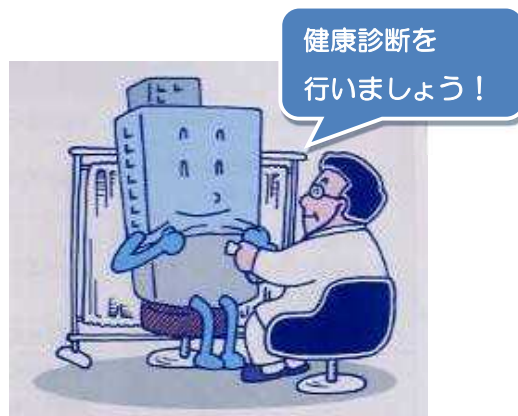
これらの建築物は、その後の調査により、建築基準法や消防法等の法令上の不適合や維持管理上の不備が明らかになっています。

建築基準法では、建築物の所有者・管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならないとされています（法第 8 条第 1 項）。

さらに、国及び特定行政庁が指定する建築物の所有者・管理者は、**定期に専門技術を有する資格者に調査（検査）**をさせ、その結果を特定行政庁に**報告**しなければなりません（法第 12 条第 1 項・第 3 項）。

定期的な調査（検査）を実施し、その結果を特定行政庁に報告することは、所有者・管理者に課せられた義務であり、**定期報告を行うべきであるのに行わなかったり、虚偽の報告を行った場合は罰則（100 万円以下の罰金）の対象となります**（法第 101 条第 1 項第 2 号）。

定期報告制度は、不特定多数の人々が利用する建築物の防火・避難の安全性、耐久性、衛生などの基本的な事項について、定期的に調査（検査）を行うことで、建築物の安全を確保するための重要な制度です。



【問い合わせ先】 420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号

静岡市 都市局建築部 建築安全推進課 指導係

電話：(054) 221-1267 FAX：(054) 221-1135

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004935.html

【事故や火災等による犠牲者】

平成 13 年	9 月	東京都新宿区	歌舞伎町雑居ビルで火災	44 人死亡
平成 19 年	1 月	兵庫県宝塚市	カラオケボックスで火災	3 人死亡
平成 24 年	5 月	広島県福山市	ホテルで火災	7 人死亡
平成 25 年	10 月	福岡県福岡市	整形外科で火災	10 人死亡
平成 27 年	5 月	神奈川県川崎市	簡易宿泊所で火災	10 人死亡

【建築基準法より一部抜粋】

（維持保全）

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならない。

（報告、検査等）

第 12 条 第 6 条第 1 項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第3項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第 3 項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第 3 項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第3項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第 12 条の 3 第 2 項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

【罰 則】

第 101 条 次の各号のいずれかに該当する者は、100 万円以下の罰金に処する。

二 第 12 条第 1 項若しくは第 3 項（これらの規定を第 88 条第 1 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 5 項（第 2 号に係る部分に限り、第 88 条第 1 項から第 3 項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者